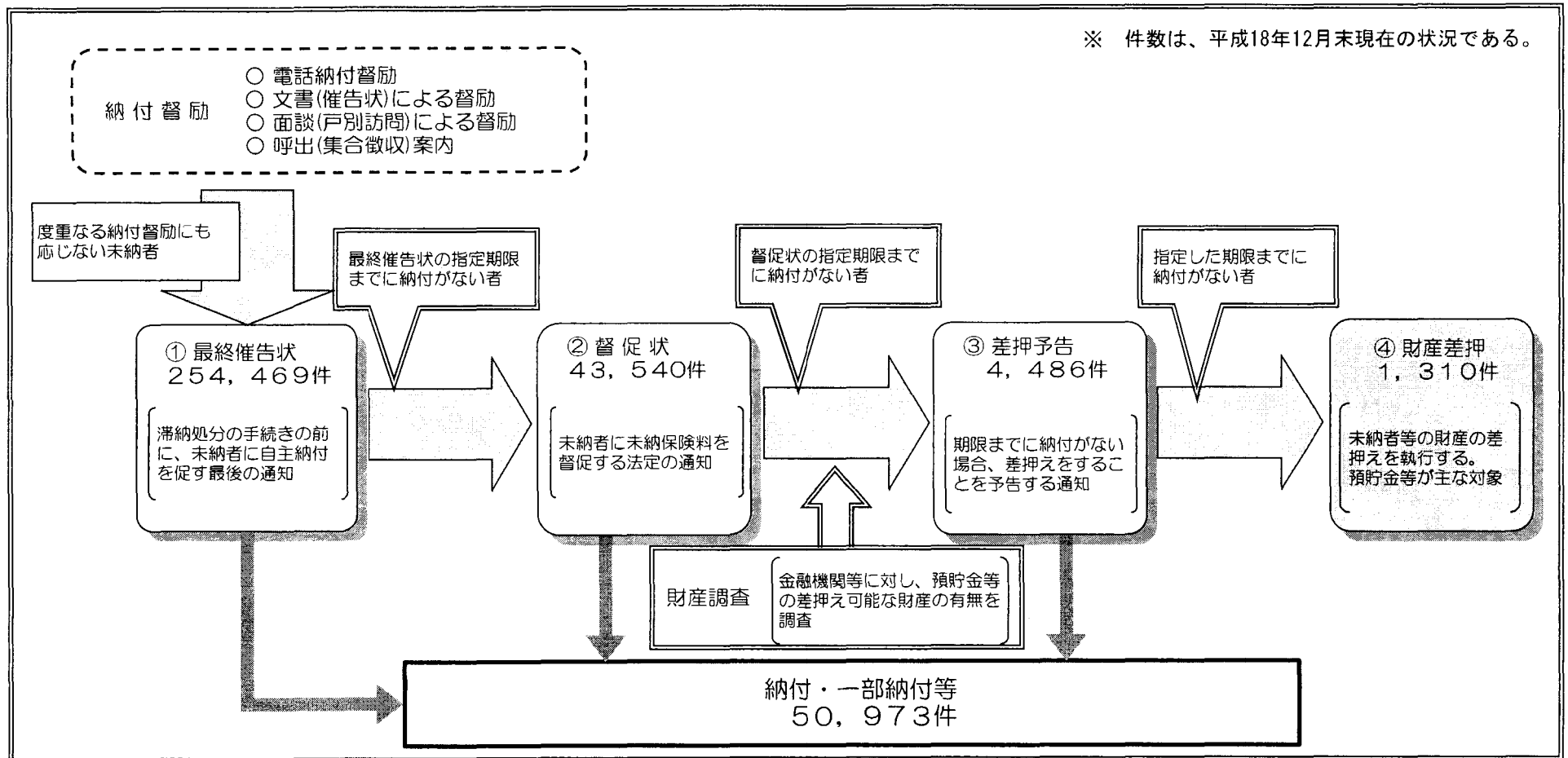


強制徴収の実施状況（平成18年度最終催告分）

○ 目標値と実施状況

平成18年度最終催告状の発行目標35万件に対し、約25万件を発行している。



平成18年12月28日
社会保険庁

「年金記録相談の特別強化体制」の継続について

現在、社会保険庁において実施しております「年金記録相談の特別強化体制」につきましては、当面、体制を継続することとしましたのでお知らせします。

社会保険庁においては、年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、ご本人の年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月21日から12月末まで、年金記録相談の特別強化体制を執ってまいりました。

具体的には、社会保険事務所に専用窓口を設置し、年金加入記録について徹底的に調査・確認を行っています。さらに、社会保険事務所が調査・確認した後にも、ご本人の申立てにより、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームにおいて事実関係の調査を行い、記録訂正の要否を判断しています。

今般、この「年金記録相談の特別強化体制」を当面継続することとしましたので、国民の皆様にも広く「年金記録相談」を活用していただきたいと考えております。社会保険庁においても、被保険者等から依頼された調査に丁寧かつ確実に対応してまいります。

年金記録は、年金制度への信頼の基礎となるものであることから、今後とも、適切な加入記録の管理に努めてまいります。

社会保険庁では、以下「年金記録の管理について」で記載しておりますとおり、複数交付されている年金手帳記号番号や基礎年金番号の統合作業を進めておりますが、ご本人様の届出がなければ判明しないケースもございますので、複数の年金制度の加入歴のある方や改姓された方など、年金加入記録に不安のある方は、ぜひ、加入記録の確認をしていただきますようお願いいたします。

年金記録の管理について

I 基礎年金番号の導入

1 目的と経緯

- わが国の年金制度は、従来、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員などを対象とする数種の共済組合、自営業者などを対象とする国民年金等に分立していました。
- 昭和60年の年金制度改正により、全国民共通の基礎年金が導入され、国民年金は、自営業者、サラリーマン、公務員の区別なく、全ての人を対象として基礎年金を支給する制度となるとともに、厚生年金や共済年金は、その上乘せの報酬比例の年金を支給する制度に再編成されました。
- 一方、年金制度の加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険及び共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されており、平成9年の基礎年金番号導入前においては、
 - ① 制度を通じた記録の把握が困難
→ 職業等の変更により、加入する年金制度が複数ある場合等には、年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間がかかる
 - ② 制度加入等の際に加入者に届出をしていただくことになっており、届出等がなければ保険者側で情報の把握が困難
→ 国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者についての届出もれが発生（未加入者の把握が困難）という問題が生じており、こうした問題は、無年金者の発生など制度そのものの公平性、安定性が図れないことにもつながっていました。
- このような様々な問題解消を図り、年金事業運営の一層の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るために、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入しました。

〈参考〉 平成9年1月時点の基礎年金番号付番件数 1億156万件

2 年金記録の整理・統合

1) 過去の年金手帳記号番号の基礎年金番号への収録（過去記録の整理）

- 平成9年1月前に加入していた国民年金、厚生年金保険等の年金手帳記号番号を基礎年金番号へ収録するため、基礎年金番号を本人に通知した際に複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただくこととしました。
- 申し出のあった方及び名寄せ処理（基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険の情報（氏名、性別、生年月日の3項目一致者））により複数の年金手帳記号番号を有すると思われる方、計約1,847万人に対して、平成10年度から平成18年度まで計画的に照会を行い年金手帳記号番号の基礎年金番号への収録を進めています。
- 平成17年度末までに約1,660万人の方に調査を実施し、1,147万人の方の記録整理を行いました。

2) 基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消

- 加入している年金制度を異動する際または事業所を変更する際に基礎年金番号の申し出がない場合は、氏名・性別・生年月日により既に付番していないか確認することを徹底しました。
- しかし、本人からの回答に錯誤があった場合や婚姻により氏名が変更した場合等は、別人と判断して新規付番し、その結果、重複付番が発生するケースがあります。
- なお、平成9年8月及び平成12年12月に同一人調査（氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者をいう。以下同じ。）を行い判明した約114万件については、重複付番解消の処理を行い、平成16年度までに解消しました。
- また、平成16年度以降も毎年、同一人調査を行っており、平成18年12月に判明した約2万件については、現在、平成18年度中を目途に解消を図るべく処理を続けています。

3) 基礎年金番号の実施に伴う共済組合との情報交換

- 共済組合の組合員の加入記録及び共済年金の受給権者記録の管理は、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び各地方公務員共済組合（平成18年7月1日現在68共済）が行っています。

このため、年金加入記録に共済組合員期間がある方についての詳細なご相談は、各共済組合等が窓口となります。

- 社会保険庁では、平成9年1月の基礎年金番号の導入に伴い、各共済組合等からその一部の情報について定期的に情報提供を受けています。

〔提供を受けている共済組合員情報〕

ア 基礎年金番号導入時に提供された情報

- ・ 平成9年1月に現存している共済組合の組合員の加入記録
（平成9年1月に前に資格喪失したままの方についての加入記録は保有していない）

イ 基礎年金番号の導入以降に共済組合と交換している情報

組合員の加入や脱退などの情報及び受給権者の共済年金額（職域加算額を除く）等の情報については、以下の頻度で提供を受けています。

- ・ 国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

→ 毎月1回

- ・ 各地方公務員共済組合（地方公務員共済組合連合会を經由）

→ 共済組合によって月1回、隔月、年2回

（対応可能な地方公務員共済組合から、段階的に情報提供を受ける回数を増やしています。引き続き、個々の地方公務員共済組合との間で、情報交換の実施方法について検討していくこととしています。）

- 今後、被用者年金の一元化に向け、さらなる情報の共有化を進めていくこととしています。

Ⅱ 年金個人情報提供サービスの充実

1) 年金加入記録のお知らせ及び年金見込額の提供（平成16年3月から実施）

- 58歳到達者（昭和21年1月2日以降に生まれた方）を対象として年金加入状況をお知らせし、ご確認いただいています。（平成18年9月までに415万件送付）
- また、老齢基礎年金の受給要件を満たしている58歳到達者であって、年金見込額の提供を希望する方には、年金見込額を記したお知らせを送付しています。（平成18年9月までに244万件送付）

2) 裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド）（平成17年10月から実施）

- 60歳（昭和21年1月2日以降に生まれた方）を対象に特別支給の老齢厚生年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生する方及び65歳（昭和16年1月2日以降に生まれた方）に老齢基礎年金、老齢厚生年金（厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方）の受給権が発生する方に対し、基本項目（基礎年金番号・氏名・性別・生年月日・住所）及び年金加入記録を印字した裁定請求書を、裁定請求の案内（記載要領を含む）と併せて本人あて送付しています。（平成18年9月までの1年間に125万件送付）
- また、60歳到達間近の方に対し、年金制度別の年金加入月数をお知らせするとともに、
 - ① 65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生する方に対し、国民年金の任意加入制度等を周知するための案内はがき（平成18年9月までの1年間に24万件送付）
 - ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることが確認できない方に対し、年金加入期間の確認と社会保険事務所での相談を促す案内はがき（平成18年9月までの1年間に23万件送付）を送付しています。

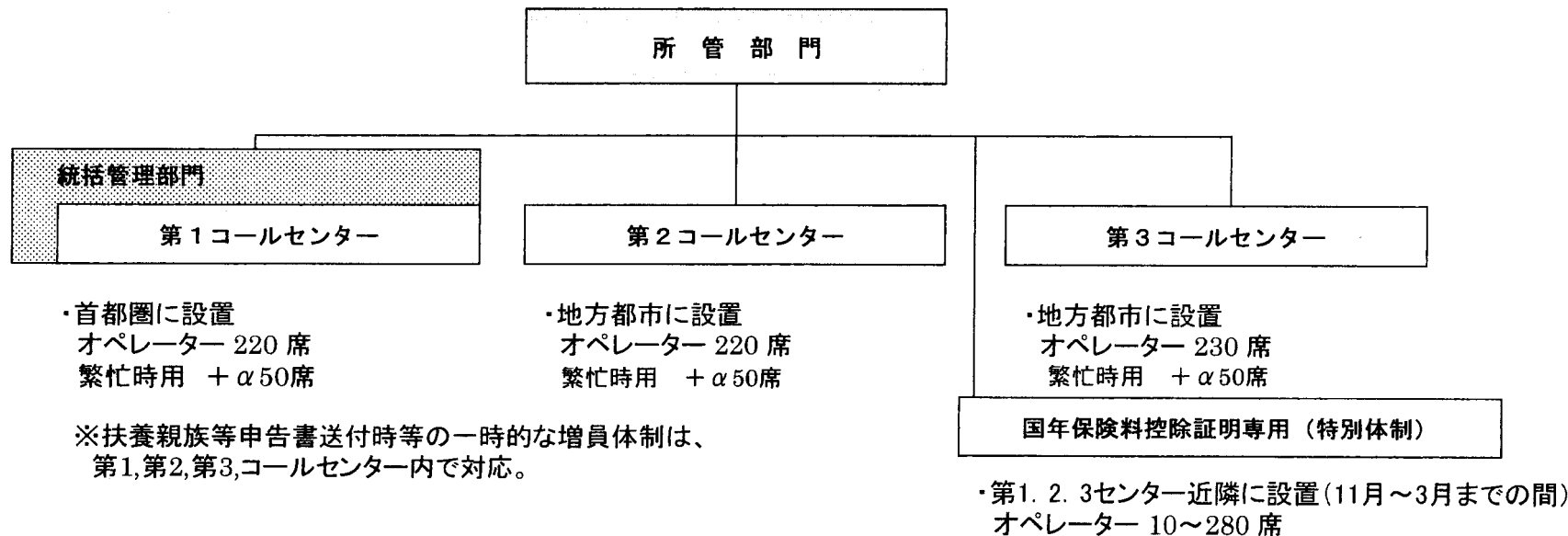
コールセンター(年金電話相談業務)の構築について

■ 運用形態

- 統括管理部門をはじめ、第1、第2・第3コールセンターについては、管理運営責任を明確化するとともに、
 - ・ 統一的な教育指導・品質管理
 - ・ 各種施策におけるお客様の反応に対する迅速な対応
 を行うために指揮命令系統を簡素化する観点から本庁直轄で運用する。
- コールセンターの運用形態については、設置場所・機器設備等について社会保険庁がイニシアティブを持てるよう社会保険庁が措置することとし、オペレーター等の要員はコール数に即した体制を採れるよう民間委託によるインハウス方式とする。

■ コールセンターの構成

- 全国3か所にコールセンターを設置。





○. 設置スケジュール

	平成18年度 10		平成19年度 7 1~3			平成20年度 8 9 10		
イベント				▲高井戸庁舎における データセンター受け入れ 準備開始	▲窓口装置更改			
コールセンター 構築				中央年金相談室 (7月17日(火)) 機能移転 ⇒ 第1コールセンター		年金電話相談センター (3月) 集約 ① ⇒ 第2コールセンター		年金電話相談センター 集約 ② (8月) ⇒ 第3コールセンター
年金電話相談センター事業 市場化テスト	茨城・広島	茨城・広島年金電話相談センターで実施(18年10月~20年9月 24か月)						

※中央年金相談室の来訪相談については移転に合わせて廃止することとし、その他の業務はすべて移転する。

※中央年金相談室(第1コールセンター)は、業務を中断することのないよう週末及び海の日に移設することとし7月17日(火)からの稼働とする。

事業主の皆様へ（社会保険庁からのお知らせです）

「ねんきん定期便」が始まります！ （住所記録の確認はお済みですか？）

住所のご確認を！！

被保険者の皆様に「ねんきん定期便」などの年金個人情報をお送りするためには、正しい住所記録の管理が必要です。

社会保険庁では、事業主の皆様からのご依頼により、従業員の皆様とその被扶養配偶者の方の住所一覧表を提供しています。

住所一覧表にある住所と現在お住いの住所とが異なっている場合、平成20年3月までの間は、住所一覧表を朱書きで訂正していただくことで、簡便に住所変更の届出を行うことができます。

住所一覧表は、所定の申出書に必要事項を記入のうえ、社会保険事務所にお申し出ください。

是非この機会に、従業員の皆様の住所記録をご確認ください！

※ 従業員の方の中に、転居された方や、お住まいの市町村の合併で住居表示が変更となった方がいる場合は、特にご注意ください。

「ねんきん定期便」が始まります！！

社会保険庁では、被保険者の皆様に年金制度をより深くご理解いただくため、年金見込額等の年金個人情報の提供サービスを進めています。

現在、58歳の方を対象に年金加入記録や年金見込額をお知らせしていますが、平成20年度からは、全ての被保険者の皆様に保険料納付実績や年金見込額をお知らせする「ねんきん定期便」をお送りします。

また、平成19年3月からは35歳の方を対象に、平成19年12月からは45歳、55歳以上の方を対象に「ねんきん定期便」を一部前倒ししてお送りします。

- ◆ 住所一覧表の提供は、事業所を管轄する社会保険事務所にお申し出ください。
- ◆ 申出書の様式は、社会保険庁ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。
(アドレス : <http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1215.pdf>)

事業主の皆様へ . . . 従業員の皆様にご周知ください。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる

「年金個人情報提供サービス」が便利です！

(ユーザID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか?)

○ これまでの年金加入期間について、以下の記録をご確認いただけます。

- ① これまで加入されている公的年金制度の加入履歴
(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等)
- ② 国民年金の保険料納付状況
- ③ 厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額 など

※ 提供する年金加入記録は毎月1回更新いたします。

○ 社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) から24時間いつでも確認、お申し込みができます。

- ◆ お申し込みの際は、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳または基礎年金番号通知書をご用意ください。
- ◆ 年金手帳等を紛失してしまった場合は、再発行することができますので、お近くの社会保険事務所にご相談ください。

参考資料8

住基ネットを活用した現況届の省略について

1. 住民票コード収録状況（準備作業分）

(単位：千件)

受給者数	32,575
収録者数	26,499
収録率(%)	81.3

※ 上記数値については平成18年9月末までの受給者が対象

2. 住民票コード収録通知書、現況届等の発送状況

(単位：千件)

送付文書 \ 対象生月	12月	1月	2月
収録通知書(注1)	1,605	2,944	2,273
現況届等(注2)	509	875	712
参考：前年同期現況届送付件数	1,815	3,308	2,610

(注1) 収録通知書については、各誕生日（12月生月者より順次）送付

(注2) 現況届等については、住民票コードの収録ができなかったため、年1回の現況届の提出が必要な者のほか、住民票コードが収録された者のうち生計維持確認届、障害状態確認届の提出が必要な者の件数を含む

【参考】住基ネット照会件数

(単位：千件)

(単位：千件)

18年11月照会 (12月定期支払前)	5,995	19年1月照会 (2月定期支払前)	6,720
------------------------	-------	----------------------	-------

※ 住基ネットでの生存確認の照会については、①住民票コードが収録された全受給者について年1回実施（3月）

②死亡情報の取得可能な介護保険料特別徴収対象者及び厚生年金保険現存被保険者を除く
住民票コード収録者について、各定期支払期前に年5回実施（5、7、9、11、1月）

注) 上記の各件数については、千件未満を四捨五入しているため、実際の件数と一致しないことがある